

【岩手県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和7年2月現在)

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況		
		事項	状態	詳細
地方卸売市場宮古市魚市場	<u>地方卸売市場宮古市魚市場業務条例</u>	1	①調査対象外	
		2	①調査対象外	
		3	④改善対応中	業務条例第14条にて「卸売業者から取引に係る承諾を受け」と定めている。 承諾の基準については、新規参入者の増加を目的に見直しを図ることとして、開設者と卸売業者で協議を進めている。
		4	①調査対象外	
地方卸売市場久慈市宮魚市場	<u>地方卸売市場条例</u> <u>地方卸売市場業務規則</u>	1	①調査対象外	
		2	①調査対象外	
		3	③改善決定	市場条例第10条第1項内の「卸売業者の取引承諾を受け」の記載を廃止し、新たに「卸売業者から意見を聴取する」旨を記載するよう条例改正作業を進めている。
		4	③改善決定	別途卸売業者が定めるルールにより取引承諾書の交付についての規定があるため、当該ルールを廃止した上で、市場規則において開設者から卸売業者に対する意見聴取の手順を定める改正作業を進めている。
地方卸売市場釜石市魚市場	<u>地方卸売市場条例</u> <u>地方卸売市場業務規則</u>	1	①調査対象外	
		2	①調査対象外	
		3	③改善決定	市場条例第12条の「卸売業者の取引承諾を受け」の記載を廃止する条例改正作業を進めている。業務規則に「市場関係者から意見を聴取することができる」旨を記載する予定。
		4	①調査対象外	

<事項>

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。
なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。
売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。